アカデミック・ハラスメントの防止等のために

教職員が認識すべき事項についての指針

平成１８年１０月２４日

１　防止の目的

この指針は，岐阜大学（以下「本学」ということ。）における教職員及び学生（研究生，聴講生その他本学において在籍するすべての者　以下「学生等」ということ。）すべての構成員の人権が尊重され，健全で自由な教育研究活動の場において，就労及び修学にふさわしい環境を確保することを目的に定めます。

２　アカデミック・ハラスメントとは

アカデミック・ハラスメントとは，教育研究の場において，優越した地位にある者が，その地位を利用して，教育指導，研究活動等において，いやがらせ，暴力的発言や行為など，下位の者に精神的・身体的な障害を与えることを言います。

教育指導に関するものでは，指導を行わないことや研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為，学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとることや進路に関する妨害や干渉などがあり，研究活動に関するものでは，研究テーマを与えない或いは研究テーマを強制する行為や研究機器を使わせないなどの研究活動を妨害する行為と研究成果を奪ったり，発表や論文作成を妨害したりする行為など恣意的な行為などがそれにあたります。

また，日常的な場面で見られることとしては，暴力的あるいは人格を傷つける言動，悪口や中傷，プライバシーに関することを言いふらすこと，退学や休学を促したり示唆したりすることなどがあり，このような行為は，嫌がらせの意図の有無にかかわらず，教育を受ける権利，教育研究を行う権利，あるいは人格権・自己決定権への侵害に他ならず，アカデミック・ハラスメントとみなされます。

３　アカデミック・ハラスメントのもたらすもの

アカデミック・ハラスメントとみなされる行為は様々で，被害も多種多様ですが，受け手に精神的苦痛を与えることは共通しており，被害者が学生の場合，正当な理由なく単位を与えない，卒業を認めないなどの行為があれば，休学や退学にもつながり，これらにおける不利益や自己実現・達成感の喪失は否めず，更には人生を大きく左右することにもなります。

したがって，被害者に対しては早期救済を図る必要があり，また，加害者となった者に対しては信用失墜行為，職員としてふさわしくない違法為等に該当して，処分に付されることがあることを十分認識してください。

４　アカデミック・ハラスメントにつながる背景

教員は，卒業認定や学位の授与，教育研究計画の決定や実行，教員人事の選考などに事実上の影響力を有しています。そのような影響力を有する上位の者が行なう発言や行動は，組織によってそのまま容認されるおそれがあり，被害者となる学生等下位の者は，組織に理解されないことの困難さや，さらなる不利益を被る恐れから，被害を訴え出ることを躊躇することがあります。このような権限の集中，教室や研究室の閉鎖性・密室性と，それに対するチェック機能の欠如がアカデミック・ハラスメントの温床となっていくことを避けなければなりません。

また，熱心に教育すること自体は，大学において非難されるべきものでないことは言うまでもありませんが，他方で，それは，アカデミック・ハラスメントと紙一重の関係にあるため，学生等に対する思いやり・配慮を欠いて行われる場合には，加害者本人の意図と無関係に，ハラスメントを引き起こしてしまうことがないとはいえません。ここにも，アカデミック・ハラスメントが生じる危険性があります。

５　アカデミック・ハラスメントに関する大学の責任

大学は，アカデミック・ハラスメントに関する直接的な責任は，加害者にありますが，アカデミック・ハラスメントの防止と排除及び被害者救済に関して，大学は責任を負います。

学長は，これらを総括する全般的な責任を負い，また，各学部等の長は，これらの施策に関して具体的な措置を実施する責任を負っています。学長，学部長等の責務は就業規則に明記されています。

被教育者である学生等の学習する権利と人権を守ること，アカデミック・ハラスメントが生じないよう，これらの環境を確保することなどが，いずれも大学の義務であることは言うまでもなく，アカデミック・ハラスメントによる人権侵害等を大学が放置することは，大学を管理運営する者の義務の放棄であり，その責任・良識・運営能力が問われます。このような事態にならないように対処することはもちろん，発生したときには，事態を早期に把握し，それに適切に対処しなければなりません。そのために，本学は，アカデミック・ハラスメントをなくすための人権意義の啓発・研修活動や相談体制および事件対応のための体制を確立し，それらを実行します。

６　アカデミック・ハラスメントを防止するために

適正な修学，教育研究環境が害されることを未然に防止するために必要なことは，教職員及び学生等がハラスメントについての正しい理解と，人権を擁護する姿勢を持つことが大切です。未然に防ぐため，次に示す理解・措置及び姿勢が求められます。

（１）正しい理解

①　アカデミック・ハラスメントは，いくらかでも社会的地位に優劣関係があれば，同僚間，学生同士など，誰にでも起こり得る問題であることを認識すること。

②　普段から学生等との意志疎通を密にしてしっかりした信頼関係を作り上げておくこと。

③　ＦＤ（ファカルティディベロップメント）などの一環として，講師を招いて講演会やセミナーを開催すること。

④　研究室の運営において指導的立場にある教授等は，適正な修学・教育研究環境の維持に特に大きな責任があることを常に認識していること。

（２）確固たる措置

①　アカデミック・ハラスメント防止のための規則等に基づき被害者を保護する，加害者に行為の中止を勧告するなど，迅速で的確に対処すること。

②　被害の発生をくりかえさないために，悪質な場合には加害者に対する処分を含めた措置をとること。

（３）人権を擁護する姿勢

①　アカデミック・ハラスメントは，重大な人権侵害でもあることから，各自がアカデミック・ハラスメントの加害者にならないためにどうすべきかを，日常的に検討しておくこと。

②　被害を見聞きしながら漫然とこれを放置することは，人権侵害に加担することになりうるとの認識を持つこと。

③　主観的で漠然とした言葉で指摘するのではなく，観察可能な「行為」について具体的に意見を述べ，注意を与えること。

７　アカデミック・ハラスメントが起こったら

アカデミック・ハラスメントが起こってしまった場合は，被害者の保護，公正な調査と加害者の処分及び事実を公表することです。

（１）　最も大切なことは被害者を擁護し，その早期救済を図ることで，訴えのあった場合には，被害者と断定されていなくても，まず保護を考えます。その上で，相談や調査活動によって被害者の人権が重ねて侵害されることがないように，細心の注意を払って事実関係を調査します。相談を受ける担当者は，アカデミック・ハラスメントを正しく理解し，被害者の立場に立って親身に相談にあたります。また，専門家による継続的なケアが必要な場合には，それを時間的・経済的に保障することも組織の義務となります。

（２）　相談等の事例がアカデミック・ハラスメントにあたる可能性がある場合，被害者やその周辺の目撃者の証言だけでなく，加害行為を行ったとされる者への聴取も必要となります。加害者が加害行為を自ら認めることは稀で，巧妙な自己弁護をすることや，時には権力を利用して部下や学生など周囲の者に虚偽の証言を行わせることもありますので，聴取にあたっては細心の注意を必要とします。

（３）　大学は，加害行為があったと判断された場合には，加害者本人がハラスメント行為であると認めない場合であっても，相応の処分を行うことになります。

（４）　外部に情報を公開することは，説明責任を果たす行動であると同時に，社会への貢献の一つとなります。アカデミック・ハラスメントに正しく対処したことは誇るべきことであって，公表によって大学自らがアカデミック・ハラスメントを許さないことを内外に強く印象づけ，潜在的なアカデミック・ハラスメントの発生を予防するとともに，大学の社会的なイメージを高めることにもなります。

８　アカデミック・ハラスメントの参考事例

アカデミック・ハラスメントとは，具体的にどのような言動，行動等が該当するのか理解するために，一般的に起こりうる事項を知っておくことが必要です。

しかしながら，その言動等がアカデミック・ハラスメントとして該当するかの判断は，とても困難であり，直ちにアカデミック・ハラスメントにあたるとされるわけでもありません。

同じ言動や行為であっても，その背景・人間関係・環境・状況などによって，全く異なる結果となる場合があります。また，それを断定するにあたっては，被害者が当該行為をどのように受け止めたかも重視されるのであって，加害者の意図にも十分に注意を払う必要があります。

別紙は，アカデミック・ハラスメントを把握するための事項として示したものです。これは，アカデミック・ハラスメントの判定基準でもなく，一つでも該当すればハラスメントであるとか，該当する事項が，直ちにハラスメントに該当するものでもなく，ハラスメントの判定基準となるものではありません。

別紙

アカデミック・ハラスメントとして留意すべき事項

１．修学・教育関係

（１）教育的指導の不当な拒否・放棄及び指導上の差別

（２）指導義務の修学上の不当な要求

（３）基準を著しく逸脱した条件の要求

（４）自由な進路選択の侵害及びその脅かし

（５）卒業・進級等不当な評価又は発言

（６）就職・進学等選択権の侵害

（７）研究や教育グループからの不当な排除

（８）その他教育上の権利の侵害　　　　　　　　　　　　　　　　　等

２．研究関係

（１）研究活動の不当な制限や要求

（２）業績やアイデアの不当な帰属等

（３）不当な経済的負担の強制

（４）研究成果の搾取・盗用

（５）その他研究上の権利の侵害　　　　　　　　　　　　　　　　　等

３．不適切な行動や言動（脅かし）関係

（１）人格を全面的に否定する発言

（２）教育・研究とは乖離した場での私的関係や負担の要求

（３）精神的虐待

（４）暴力

（５）誹謗，中傷　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等

４．権力の濫用関係

（１）不当な規則の強制

（２）親密な関係の強要

（３）不正・不法行為の強要

（４）プライバシー侵害

（５）他大学の学生，留学生，聴講生，ゲストなどへの排斥行為　　　等

上記事項は，東北大学「ハラスメント問題解決のためのガイドライン（セクハラ除く。）」及び特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク「アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン」を参考にした。